

天龍村総合計画（基本構想・基本計画）策定審議会委員募集要領

村では、令和3年度を初年度とした「第6次天龍村総合計画」の策定を進めており、総合計画の策定にあたっては「総合計画策定審議会」を設け、村民の方々に審議会への参画を頂き、計画づくりを進めていきたいと考えています。

つきましては、下記により「総合計画策定審議会委員」を募集いたしますので、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 名 称 天龍村総合計画（基本計画）策定審議会
2. 任 務 天龍村総合計画策定審議会設置規則（以下「審議会設置規則」という。）により、むらづくりの将来目標実現のための政策・施策の基本方針について、村民の立場から参画し意見交換等を行い、計画の素案を審議し策定を行う。
3. 任 期 任命の日から～令和3年3月まで
4. 公募人数 4人以内 （審議会設置規則第3条2項5号に該当）
5. 応募資格 天龍村にお住まいの方で、月2回程度行われる会議等に出席できる方
6. 応募方法 ①役場総務課企画財政係、南支所窓口で応募用紙を配布します。
※お電話いただければ郵送等もいたします。村HPからのダウンロードも可能。
②応募用紙に必要事項及び「天龍村への提言」を記入してください。
③応募用紙の提出は郵送、持参、ファックス又は電子メールにより受け付けます。
④なお、応募用紙は返却しませんのでご了承ください。
7. 応募期間 令和2年10月8日（木）～令和2年10月26日（月）
郵送の場合は当日消印有効
8. 選考方法 内容を審査し選考します。選考結果は本人あて通知します。
9. そ の 他 委員として発言された意見は公表されます。
委員の報酬等（特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（条例第9号）を準用し「その他の委員」相当額を支給する。
10. 応募先・お問い合わせ先
〒399-1201
天龍村役場 総務課 企画財政係
電 話：0260-32-2001（内線228）
ファックス：0260-32-2525
電子メール：e-zaisei@vill-tenryu.jp